平成２３年（フ）第１９１号
函館市陣川町110番地103
債務者　斉藤三智也
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１９２号
函館市田家町３番10号
債務者　田原　一夫
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割161番地１
債務者　下川　弘子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第１００号
群馬県太田市大原町484番地３　パナハイツノオブルＡ―202号
債務者　片野　　愛
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４６５号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目13番８号
債務者　佐竹田彩子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
埼玉県桶川市東１丁目３番31号　桶川駅プラザ101号
債務者　井上　利博
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
さいたま市桜区町谷３丁目22番10号
債務者　波田野奈穂美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５４号
さいたま市西区大字指扇1208番地２
債務者　河内　正治
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５５号
さいたま市西区大字指扇1208番地２
債務者　河内　敬子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９０号
埼玉県川口市東川口２丁目21番10号　リ・ヴラン東川口Ⅱ302号
債務者　野々宮悦子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７７号
埼玉県蕨市南町３丁目25番３号　関野荘101号
債務者　大嶋　正夫
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９４号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地１―４―308
債務者　渡部　　信
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４０号
埼玉県川口市元郷２丁目15番28―104号　ベルエア第２川口
債務者　遠藤みどり
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
埼玉県狭山市大字北入曽1356番地の１　グランナール宮野205
債務者　高橋　富枝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０７号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目16番４号　パールメゾン横塚102
債務者　田村　政子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３３号
山口県宇部市昭和町１丁目３番12―36号
債務者　石井亜起子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２７号
秋田県湯沢市深堀字下川原12番地15
債務者　武内　敬太
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前11時
秋田地方裁判所横手支部